

「探究的な学習活動における IT・データサイエンス活用促進事業」実施要綱
（北海道教育委員会 S-TEAM 教育推進事業「STEAM」推進プロジェクト
外部連携支援事業(四者連携活用型)）

（令和 4 年 5 月 31 日北海道教育庁学校教育局高校教育課長決定）

（令和 5 年 5 月 11 日一部改正）

（令和 6 年 5 月 9 日一部改正）

1 趣旨

北海道、札幌市、国立大学法人北海道大学及び株式会社ニトリホールディングスによる「みらい IT 人財」育成の推進に関する連携協定（以下、「四者協定」という。）に基づき、高校生の IT・データサイエンスに関するリテラシーの向上に資する取組を推進する。

2 目的

高校生が取り組む探究的な学習活動に対し、大学や企業等から IT・データサイエンスに関する講師を派遣し、専門的な見地からの指導・助言を受ける機会を設定し、高校生の課題解決能力及び IT・データサイエンスに関するリテラシーの向上に資する。

3 事業の実施期間

決定の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 事業の内容

- (1) 高校生が取り組んでいる探究的な学習活動に対し、IT・データサイエンスに関する講師を派遣して支援する。
- (2) 高等学校における、IT・データサイエンスの活用に関する教員の指導力の向上を目的とした研修会等に講師を派遣して支援する。
- (3) 高校生が取り組んだ探究的な学習活動の成果発表会を実施する。

5 対象校

道内の高等学校及び中等教育学校（後期課程）

6 講師派遣

- (1) 講師派遣を希望する高等学校は、希望調書（様式 1）を北海道教育庁学校教育局高校教育課に提出する。
- (2) 北海道教育庁学校教育局高校教育課は四者協定を通じて大学や企業等に照会し、結果を当該高等学校へ連絡する。
- (3) 大学や企業等の内諾が得られた場合、当該高等学校が大学や企業の担当者と相談の上、詳細を決定する。（必要な場合、北海道教育庁学校教育局高校教育課が連絡・調整に協力する。）
- (4) 本事業により講師派遣を受けた高等学校は、派遣後 1 か月以内に高校教育課に報告書（様式 2）を提出する。

(5) 道立高等学校における講師派遣に係る旅費については、予算の範囲内で措置する。

7 成果発表会の実施

北海道教育委員会が実施する「S-TEAM 教育推進事業」と連携して、高校生が取り組んだ探究的な学習活動の成果発表会を実施する。

成果発表会の実施に必要な事項については、北海道教育庁学校教育局高校教育課長が別に定める。

8 本事業の運営

本事業の運営は、北海道教育庁学校教育局高校教育課高校教育指導係が行う。

9 その他

この要綱に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、北海道教育庁学校教育局高校教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（令和5年5月11日）から施行する。

この要綱の一部改正は、決定の日（令和6年5月9日）から施行する。